

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

土地譲渡に関して支払った税理士費用

Q: 私は、土地を譲渡する際、買換えの特例の適用の有無や税額について、事前に税理士に相談しその報酬を支払いました。

この税理士報酬は、譲渡所得の計算上、譲渡経費として控除できますか。

A: 譲渡経費として控除することはできません。

【解説】

譲渡所得の計算上、必要経費として差し引くことができる譲渡費用とは、資産を譲渡するために直接要した費用をいい、資産の維持、管理に要した費用は含まれません。

まず、資産の譲渡に際して支出した費用としては、①仲介手数料、②運搬費、③登記、登録に要する費用、④その他売買契約書に貼付した印紙などその譲渡のために直接要した費用などが挙げられます。

また、資産の譲渡価額を増加させるために支出した、①借家人を立退かせるための立退料、②土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋の取壊しに要した費用、③既に売買契約を締結している資産をさらに有利な条件で他に譲渡するため契約を解除したことに伴い支出する違約金なども譲渡費用になります。

ご質問の税理士報酬は、譲渡に係る税金関係の相談に対するものですから、譲渡のために直接要した費用や、譲渡価額を増加させる費用であるとは考えられませんから、譲渡所得の計算上控除することはできないことになります。

